

令和5年度第1回富士見市いじめのない学校づくり委員会 会議録要旨

【日時】 令和5年6月19日（月） 14:00～16:00

【開催場所】 富士見市教育委員会 会議室

【出欠状況】

小林	塚田	忽滑谷	森田	山岸
○	○	○	○	○

【事務局】

学校統括監 課長 教育相談室長 指導主事1名

【次第】

- 1 開 会
- 2 教育委員会あいさつ
- 3 委員長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) 令和4年度 富士見市立学校におけるいじめ等の状況について
 - (2) いじめのない学校づくり子ども会議について
(子ども会議後の各学校の取組に向けても含む)
- 5 議 題
 - (1) いじめの重大事態への対応について
 - (2) いじめの加害児童生徒に対する保護者と学校が連携した対応について
- 6 事務連絡
 - ・今年度の会議日程について
- 7 閉 会（副委員長）

【議事】

(1) いじめの重大事態の対応について

【事務局】 起きてしまったいじめは、速やかに解消できるよう対処に努めなければなりません。重大事態に発展した場合は、調査が必要になります。調査実施に当たっての留意事項までは、前回の会議で話し合ったので、本日は、調査結果の説明・報告について、保護者などのタイミングで、どのような頻度で、どんなことに気を付ければよいのかについて、委員の皆様にご意見を伺いたい。

【委員】 アンケートは、どのように行うのか。アンケートの方法も考慮が必要。無記名だから、見つかる部分はあるが、記名しないと解決につながりにくいという面もある。

【委員】 アンケートをやると、だれが何を言ったかがわからないと対応が難しい。

【委員】 学校は、事前アンケートで把握し、どう対応していたか。アンケートをやっていなかったら、なぜやらなかったのかが論点になる。

【委員】 教員の手帳のメモも、証拠になることがある。卒業後5年ほど保存することが考えられる。

【委員】 今後の予防、提言が大切になる。これを報告に入れることが重要。

【委員】 加害者への支援も必要。報告は、加害者の支援にも活かせるものでありたい。

【委員】 一方的な情報だけでは、被害者、加害者の断定はできない。

【委員】 教育委員会、市長への報告の前に、加害児童生徒および保護者に対する報告が必要。そして、教育委員会、市長への提言することが大切。

【委員】 双方の言い分を、一通り聞くことが大切。

(2) いじめの加害児童生徒に対する保護者と学校が連携した対応について

- 【事務局】 前回のいじめの重大事態についての議論の中で、加害児童生徒に自覚をもたせること、また、同時に加害児童生徒の人権を守ることも重要だという意見がありました。加害児童生徒の人権を守りながら、どのように自覚をもたせたらよいか、委員の皆様のご意見を伺うたい。
- 【委員】 デリケートな部分もある。加害者も困っていることに対する、心理的、教育的な支援が必要。それは、保護者も含めて対応することが大切。
- 【委員】 仲間を助けるといった視点も必要。
- 【委員】 加害者への情報提供や、そのタイミングも難しい。
- 【委員】 一方的な場合だけではなく、被害者、加害者が断定しにくい場合もある。
- 【委員】 「直近過失論」。双方に瑕疵があったとしても、重大な事態を起こした人が、加害者になることが多い。
- 【委員】 被害者、加害者、周りの子への支援が必要。
- 【事務局】 子ども会議では、いじめをしている人のつらい気持ちを助けるという視点を大切にしたい。